

浜松市教育委員会会議録

- 1 開催日時 令和2年3月23日(月)
10時00分～11時47分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階
教育委員会室
- 3 出席状況
- | | |
|----------|-----------|
| 出席者 | |
| 教 育 長 | 花 井 和 徳 |
| 教育長職務代理者 | 鈴 木 茂 之 |
| 委 員 | 渥 美 利 之 |
| 委 員 | 安 田 育 代 |
| 委 員 | 黒 柳 敏 江 |
| 委 員 | 田 中 佐 和 子 |
- (職員)
- | | |
|------------------|-----------|
| 学校教育部長 | 伊 熊 規 行 |
| 学校教育部次長(教育総務課長) | 吉 積 慶 太 |
| 学校教育部次長(教職員課長) | 山 下 浩 |
| 学校教育部参事(教育審議監) | 梅 林 秀 弘 |
| 学校教育部参事(健康安全課長) | 花 嶋 徳 光 |
| 教育総務課就学支援担当課長 | 野 田 志 保 |
| 教育総務課学校・地域連携担当課長 | 齋 藤 美 苗 |
| 教育施設課長 | 袴 田 和 徳 |
| 教育センター所長 | 犬 塚 智 春 |
| 指導課長 | 野 秋 愛 美 |
| 指導課教育総合支援担当課長 | 石 川 博 則 |
| 市立高等学校校長 | 柳 本 佳 奈 子 |
| 文化財課長 | 太 田 好 治 |
| 美術館長 | 飯 室 仁 志 |
| こども家庭部長 | 金 原 栄 行 |
| 幼児教育・保育課長 | 山 本 卓 司 |
- (事務局職員)
- | | |
|--------------|---------|
| 教育総務課長補佐 | 影 山 和 則 |
| 教育総務課総務グループ長 | 田 代 智 成 |
| 教育総務課副主幹 | 笹 ヶ 瀬 優 |
- 4 傍聴者 2名

- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 笹ヶ瀬 優
- 7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録
録音の有無 無

8 会議記録

(教育長) 令和2年3月23日の浜松市教育委員会を開催する。
傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 2人から傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するというので、よろしいか。

(異議なし)

(教育長) 許可することとする。

ただし、第25号議案から第27号議案については、人事案件等であることから、非公開で行うこととするが、よろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、一部非公開とする。

前回会議録の報告及び承認は回覧をもって願います。

本日の会議録署名人は渥美委員と田中委員のお二人に願います。

会期は本日限りである。

本日は、議案が15件、報告が2件ある。

最初に、第13号議案「浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」教育総務課から説明をお願いします。

(教育総務課長) 第13号議案「浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」説明する。議案は1ページ、2ページ、議案の説明資料は3ページになる。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の本格実施に伴い、当該制度に関係する事務を教育総務課の分掌事務及び学校・地域連携担当課長の担当事務に位置づけるため、規則の一部を改正するものである。

改正内容は、教育総務課の分掌事務である「コミュニティ・スクールの推進に関すること。」を削除し、「学校評価に関すること。」「学校と地域との連携の推進に関すること。」「学

校運営協議会に関すること。」を追加する。また学校・地域連携担当課長の担当事務である「コミュニティ・スクールの推進に関すること。」を削除し、「学校評議員制度に関すること。」「学校評価に関すること。」「学校と地域との連携の推進に関すること。」「学校運営協議会に関すること。」を追加する。

施行期日は、令和2年4月1日からとする。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見無し)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第14号議案「浜松市教育センター等業務規則及び浜松市教育委員会公印規則の一部改正について」教育総務課から説明をお願いする。

(教育総務課長) 第14号議案「浜松市教育センター等業務規則及び浜松市教育委員会公印規則の一部改正について」説明する。議案は5ページ、6ページ、議案の説明資料は7ページになる。

提案理由は、浜松市立城北図書館への指定管理者制度の導入に伴い、規則の一部を改正するものである。

改正内容は、浜松市立城北図書館に指定管理制度を導入するため、所要の整備をするものである。

浜松市教育センター等業務規則の改正内容は、規則の対象となる市立図書館から浜松市立城北図書館を除いた7館から6館に変更する。浜松市教育委員会公印規則の改正内容は、公印を置く市立図書館が7館から6館になるため、一般公印の個数を7個から6個に変更する。

施行期日は、令和2年4月1日からとする。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見無し)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第15号議案「浜松市教育委員会専決規程の一部改正について」教育総務課から説明をお願いします。

(教育総務課長) 第15号議案「浜松市教育委員会専決規程の一部改正について」説明する。議案は9ページ、10ページ、議案の説明資料は11ページになる。

提案理由は、学校事務の運用を改善し、効率的な執行体制を確立するため、扶養手当、通勤手当及び住居手当の認定等について、小学校長及び中学校長の専決から教職員課長の専決に引き上げるものである。

改正内容は、「職員の扶養手当の認定」、「職員の住居手当及び通勤手当の確認及び決定」の専決を小学校長及び中学校長から教職員課長に引き上げるほか、所要の整備を行うものである。

現在の認定作業の流れは、学校事務職員が記載漏れ等のチェックを行い、事務センターに送付、その後詳細内容のチェックを行い、再度学校に送付し校長・教頭の決裁を経て、事務センターにて保管しており、処理に多くの時間を要している。今回の改正により、学校で校長・教頭の確認を済ませた上で事務センターへ送付、書類確認、教職員課長の決裁を経て事務センターにて保管という流れに変わるため、学校と事務センター間での書類の行き来が減り、事務の効率化が見込まれる。

施行期日は、令和2年4月1日からとする。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見無し)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第16号議案「浜松市教育委員会職員職名規程の一部改正について」教育総務課から説明をお願いします。

(教育総務課長) 第16号議案「浜松市教育委員会職員職名規程の一部改正について」説明する。議案は13ページ、議案の説明資料は15ページになる。

提案理由は、浜松市教育センターにおいて幼稚園の研修に関する業務を担当する職員の職名を現在の「事務職員」から市長事務部局職員職名規程に定められている「幼稚園職員」と同様にするため、浜松市教育委員会職員職名規程に「幼稚園職員」を追加するものである。

改正内容は、浜松市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の職名の学校以外の教育機関の職員に、新たに「幼稚園職員」を追加するものである。

今年度より浜松市教育センターに幼稚園職員を配置し、市立幼稚園職員の研修に関する業務を担当しているが、「幼稚園職員」の職名の規定がなかったため、市長事務局職員職名規程同様、浜松市教育委員会職員職名規程に追加する。

施行期日は、令和2年4月1日からとする。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見無し)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第17号議案「浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正について」教育総務課から説明をお願いします。

(教育総務課長) 第17号議案「浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正について」説明する。議案は17ページ、18ページ、議案の説明資料は19ページになる。

提案理由は、会計年度任用職員の任用開始に伴い、「教育委員会における職員」の定義範囲を拡大すること及び衛生管理者と衛生委員会を設置する学校を追加するものである。

改正内容の一つ目は、会計年度任用職員を職員の適用範囲に加えるものとする。二つ目は衛生管理者及び衛生委員会の設置校に浜松市立雄踏小学校と浜松市立南部中学校を追加するものである。

会計年度任用職員の導入に伴い、一般職員の対象範囲が見直され、改正前の常勤職員に含まれなかったパートタイム・短時間勤務の職員が、改正により一般職員に含まれることとなる。

来年度、浜松市立雄踏小学校と浜松市立南部中学校の職員数が50人以上となることから、労働安全衛生法第12条及び第18条1項の規定に基づき、新たに衛生管理者及び衛生委員会を設置する必要が生じたため、この2校を規定に加えるものである。

施行期日は、令和2年4月1日からとする。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見無し)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第18号議案「浜松市立小中学校管理規則の一部改正について」教育総務課から説明をお願いする。

(教育総務課長) 第18号議案「浜松市立小中学校管理規則の一部改正について」説明する。議案は21ページ、22ページ、議案の説明資料は23ページになる。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を令和2年度から本格実施することに伴い、学校評議員の設置に関する規定を変更すること、及び本市の小中一貫校3校を法に基づく併設型の学校として位置付けるため、規則の一部を改正するものである。

改正内容の一つ目として、浜松市学校運営協議会規則に規定する学校運営協議会を置いた学校は、学校評議員を置かないことができるように改正するものである。

二つ目として、小中一貫校の3校、引佐北部小中学校、庄内学園、浜松中部学園について、学校教育法施行規則に基づく併設型の学校として位置付けをするため、改正するものである。

平成28年4月に学校教育法の改正により小中一貫校が制度化され、法に基づく一貫校として管理規則に位置付けた学校については、文科省に申請することなく、教育課程特例の実施が設置者の判断で行えるようになった。

浜松市では現在、引佐北部小中学校が文科省から教育特例校の承認を受け、国際コミュニケーション科とふるさと科を設置しているが、法改正前の開校のため、法に基づく一貫校として管理規則に位置付けられておらず、3年に1回、文科省に特例校の成果報告を行う必要があった。さらに、この度の新学習指導要領の実施に伴い、文科省への報告を毎年度行うことに変更されたことから、報告にかかる事務負担の軽減と、今後の新教科の創設等について浜松市教育委員会の判断により実施することが可能となるよう、法に基づく一貫校として、規則に位置付けるものである。

施行期日は、令和2年4月1日からとする。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見無し)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第19号議案「浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について」教職員課から説明をお願いします。

(教職員課長) 第19号議案「浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について」説明する。議案は25ページから27ページ、議案の説明資料は29ページになる。

提案理由は、浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正による給料表の改定に伴い、小学校中学校等教育職給料表昇格時号給対応表及び高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表を改定するものである。

改正内容は、小学校中学校等教育職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受ける者において、静岡県教職員等との均衡を踏まえ、2級昇格時の号給の一部を1号給又は2号給引き下げる改定を行うものである。

これは、令和元年浜松市人事委員会勧告による給料表の改定で、静岡県においても同様の改定を行っており、通常、教員は2級で採用されることから、改定による影響を受ける職員はいない。

適用期日は、平成31年4月1日から、施行期日は、公布日からとする。

なお、改正案は、本日の教育委員会での審議に先立ち、人事委員会にて協議し、問題がない旨の回答を得ている。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見無し)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第20号議案「浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部改正について」教職員課から説明をお願いします。

(教職員課長) 第20号議案「浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部改正について」説明する。なお、2月議会において、浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について審議されているが、この条例改正が可決されることを前提に提案する。議案は31ページから33ページ、議案の説明資料は35ページになる。

提案理由は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項の規定による文部科学大臣が定めた「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、教育職員の在校等時間の上限に関する方針等を教育委員会規則で定めるものである。

改正内容として、一つ目は「教育職員の時間外在校等時間の上限」である。これは、教育職員の在校等時間（在校している時間に、校外における児童生徒の引率の時間等を加え、勤務時間外の自己研鑽や休憩時間を除いた時間）について、以下に示す時間の範囲内になるように教育委員会が業務量の適切な管理を行うことを規定するものである。上限時間については、①1か月の時間外在校等時間について、45時間以内、②1年間の時間外在校等時間について、360時間以内とするが、児童生徒等に係る業務量の大幅な増加等に伴い勤務せざるを得ない場合には、時間外在校等時間は1か月100時間未満、1年間720時間以内までとするものである。但しこの場合でも、連続する複数月の時間外在校等時間は平均80時間以内、かつ、時間外在校等時間が45時間超となる場合は年間6か月までとするものである。二つ目は、「上限時間を超えた場合の教育委員会の対応」である。上限時間を超える業務の改善に取り組むことが重要であるため、時間外在校等時間が上限を超えた場合における教育委員会が対応すべきことを規定し、上限時間を超過した要因の分析や検証を行うとともに教員の負担軽減に取り組んでいくものである。

施行期日は、令和2年4月1日からとする。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員) 改正内容の二つ目「上限時間を超えた場合の教育委員会の対応」について、具体的にどのような対応を考えているか。

(教職員課長) 文部科学大臣が定めた指針には示されていないが、32ページの項番3に「教育委員会は、教育職員が前2項の上限を超えて業務を行った場合には、その要因の分析等を行うものとする。」という項を浜松市教育委員会として独自に追加した。これにより上限時間を超えた原因について分析し、対応していくことを明確に示した。

(安田委員) 部活動等のガイドラインが出たことで、改善していく見込みはあるか。

(教職員課長) 現状では今年度、45時間超勤務の職員は、8月を除いて毎月6割ほどいる。規則を定めた後すぐに改善されることは難しいが、業務改善方針の5箇年の計画に沿って進めていくとともに、教職員課におけるホームアシスタントの全校配置の継続や指導課における部活動指導員の増員や支援員・補助員の配置の拡充等、教育委員会としては学校と共に業務改善や意識改革を図っていきたいと考える。

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第21号議案「浜松市学校事務センターに関する規則の一部改正について」教職員課から説明をお願いします。

(教職員課長) 第21号議案「浜松市学校事務センターに関する規則の一部改正について」説明する。議案は37ページ、38ページ、議案の説明資料は39ページになる。

提案理由は、地方自治法施行規則の改正により、歳出予算から「賃金」の区分が削除されることに伴う所要の整備を行うものである。

現在、「賃金」の区分として支給されているスクールヘルパーや図書館補助員等の職が来年度から会計年度任用職員となり、「報酬」の区分として支払われることとなり、「賃金」の区分がなくなるための整備である。

改正内容は、学校事務センターの分掌事務から「賃金」を削除するものである。

施行期日は、令和2年4月1日からとする。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見無し)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第22号議案「学校における働き方改革のための業務改善方針(案)について」教育総務課から説明をお願いします。

(教育総務課長) 第22号議案「学校における働き方改革のための業務改善方針(案)について」説明する。議案は41ページの次にある別冊をご覧いただきたい。

別冊の1ページ、始めに第1章、方針の概要である。2の目的だが、教職員一人一人のワーク・ライフ・バランスの充実と、教職員が心身ともに健康的に教育活動に従事できる環境を整えることで、子供たちの健やかな成長に向けて教育の質の向上を図ることである。4の方針の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。平成30年3月に初めて方針を策定し、昨年度も見直しを図ったが、今回の方針は第3次教育総合計画後期計画に掲げた、働き方改革の具体的な取組を示すものであるこ

とから、後期計画と同じ5年間としている。なお、6の着実な推進に向けての2つ目にもあるように、この方針の取組状況や達成状況を踏まえ、毎年度評価検証を行い、必要な見直しを図る。

2ページは、第2章、これまでの取組と成果である。1の目標の達成状況だが、本年度の方針で目標とした3つの目標の達成状況になる。始めに(1)時間外在校等時間の削減については、本年1月末時点での比較になるが、時間外在校等時間が、月80時間を超えた教職員数について、平成29年度比10%減の目標に対し、23.1%減となり、目標を達成している。次に3ページ目、(2)心身の健康の維持〔教職員へのストレスチェック〕である。総合健康リスク、これは仕事の量的負担や周囲からの支援等を総合的に判定したもので、全国平均を100とした値になるが、目標85未満に対し、81となり、目標を達成している。また、高ストレス者の割合、これは総合健康リスク100以上の教職員割合だが、5.2%未満に対し6.0%となり、目標には少し届かなかった。(3)タイムマネジメントを意識した勤務の実施は、時間の使い方を意識しているか、との質問に肯定的な回答をした教職員の割合になるが、目標80%以上に対して78.3%で、ほぼ目標どおりの結果となった。4ページから6ページは、方針の運用を開始した平成30年度から本年度にかけて取り組んだ、主な取組と成果についてまとめたものになる。

7ページは、第3章、基本的な方向性である。2の令和6年度末までの目標だが、本年度と同様に3つの目標を掲げた。(1)時間外在校等時間の削減については、先ほど規則改正の中でも説明があったが、原則月45時間以内・年360時間以内とする。(2)心身の健康の維持、ストレスチェックについては、受検率100%、総合健康リスク80未満、高ストレス者の割合5.0%未満とする。(3)タイムマネジメントを意識した働き方の実施については、肯定的な回答割合100%を目指す。8ページは、3基本方針に基づく42の取組となる。

8ページから16ページにかけて、42の取組と内容を記載している。内訳として、現在の方針から、新たに追加した取組が7件、内容を拡充したものが11件、継続するものが24件となる。新たな取組の主なものを紹介する。8ページ(2)の①学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の規定、②1年単位の変形労働時間制の整備、これは制度設計と効果的な運用方法を検討するものである。続いて9ページの⑥小学校における教科担任制についての検証、10ページの⑩災害時・緊急時等における情報発信手段の効率化などがある。続いて、拡充する主な取組を紹介する。9ページの⑤はままつ式30人学級編制の実施、これは対象を小学校3年生まで拡充するものである。10ページの⑬研修の精査・精選、遠隔システムを活用した研修の導入、11ページの方針2の(1)①業務の役割分担についての明確化・適正化、これは教職員が担ってきた業務の役割分担についての検証や、年齢・職階・校種等に応じた取組等の検討を行うものである。12ページの⑤各種事務の運営方法の見直し、これは学校施設利用や青少年健全育成会に関する事務の見直しを検討するもので、昨年8月の教頭を対象とした移動教育委員会でも特に負担を感じるという意見があった業務になる。14ページの(3)の①校務アシスタントの配置、これは全小中学校に加え、市立高校にも校務アシスタントを配置するものである。その下②各種支援員等の

配置、③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、④部活動指導員の配置は、いずれも増員を図るものになる。また⑤法的相談に対する支援は、スクールロイヤーの役割として、本年度から始めた庁内弁護士による法的相談に加えて、訴訟実務等の経験を踏まえた弁護士による研修を実施するほか、学校から寄せられた相談事例の共有を図り、相談のあった学校以外の学校においても同様の事案があった場合の参考となるようにするものである。

最後に、働き方改革を進めていくためには、保護者や地域の理解や協力が必要なため、年度初めの行事等の機会を利用して、保護者や地域の皆様に対し、働き方改革の目的など、丁寧な説明や対応を心掛けるように、各学校にも伝えていく。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(田中委員) 3ページの総合健康リスクについて、目標値の85未満は達成したということだが、達成できなかった部分への関わり方が重要と考える。第20号議案において、教職員の時間外在校等時間が上限時間を超えた場合、業務の改善に取り組むため要因分析等を行うと定めていることから、こちらについても、総合健康リスクの数値の分析する視点を持ってほしい。

(鈴木委員) 12ページ、13ページの⑤(各種事務の運営方法の見直し)と⑧(学校給食費の公会計化と学校徴収金の徴収管理の見直し)は、どちらも教員の事務負担軽減につながると思うのだが違いは何か。また、⑧については以前より言われていることだが、具体的なスケジュールは決まっているか。

(教育総務課長) ⑤(各種事務の運営方法の見直し)のうち学校施設利用に関しては、スポーツ振興課と協議を開始しており、具体的な運営方法の構築について来年度中に見直し、再来年度以降導入の予定である。青少年健全育成会に関しては、これまでも意見は頂いていたがなかなか動けていない状態だったが、今年度の教頭を対象とした移動教育委員会の中でも話が挙がったことから、所管部署に伝え、今後具体的な検証を経て、来年度以降にスケジュールを定めていきたい。

(健康安全課長) ⑧(学校給食費の公会計化と学校徴収金の徴収管理の見直し)については、全体として40億円ほどの徴収が発生するため、関係部局と調整を進めており、現在はシステムの構築に向けて準備をしている。併せて物資の調達と人の配置も調整中である。学校給食費の公会計化に向けたガイドラインが今年度示されたことから、それに基づいて作業を進めているが、あと2、3年の時間は必要と考えている。システムの仕様を来年度前半には確定する見込みで、学校におけるシステムの運用を確認した上で、あらためて財政課、人事課と調整しながらスケジュールを決定していきたい。

(渥美委員) 7ページの(1)時間外在校等時間の削減について、部活動の試合等で土日に出た場合は、時間数に含まれるのか。

(教職員課長) 時間外在校等時間の中には校外での引率業務も入るため、生徒指導等での場合や部活動の土日の対外試合も含まれる。

(渥美委員) 部活動の時間を短縮するかどうかで勤務時間は随分変わると考えるが、現場の先生は部活動についてどのような考えをお持ちか。

(指導課長) 個々の意見はあると思うが、浜松市の特徴として部活動はやりたいという先生が多いように思う。

(渥美委員) 私は中学校の頃、野球部に所属しており、野球の指導をしたいから学校の先生になりたいと思っていた。ところが現在の状況は部活動がどんどん学校から切り離され、クラブチーム等で行うことが時代の流れとなっている。浜松市の先生の多くは部活動の維持を望んでいるのか。

(指導課長) 現在、部活動の指導をしている先生方はそのような考えの方が多い。しかし、最近の新規採用職員の方は少し違ってきていると感じる。

(渥美委員) 現実問題として生徒が減っていくと部活動が維持できるかという問題があると思う。チームプレーが必要な運動部において人数が足らなくなる、人数が足りないと対外試合も難しくなる、10年、20年先にそのようになった場合、校外のクラブ活動に移行していくことが予想される。このような流れに対し学校の先生はどのように考えているか。流れに身を任せるしかないのか。

(指導課長) どのくらい先の将来かは分からないが、部活動ガイドラインを出した時から国全体が、学校の部活動を減らし校外のクラブ活動等の機会を確保するという全体の動きがあるという理解はしている。その中で少しでも効率よく練習するにはどうすればいいか考えているところである。

(渥美委員) 14ページの①校務アシスタントの配置の中に、運動部の外部指導者は含まれているか。

(指導課長) ①ではなく、④部活動指導員に入っている。

(渥美委員) 部活動指導員は将来的に増やしていくのか。部活動が学校から切り離されるまでのつなぎとしての位置づけなのか。

(指導課長) 増やせるものであれば増やしていきたいと考えるが、国の補助を貰って

いる中で、国の見通しが不透明な状況ではある。市としては指導をしてくださる方がおり、指導をしてほしいという学校がある限り、うまく組み合わせて指導に貢献していきたいと考えている。

(渥美委員) 全校に部活動指導員を増やしていくことは予算的に難しいのではないか。

(学校教育部長) 全校分の部活動指導員の補助を国から受けられるとは思わないが、貰えるのであればどんどん補助を受けていきたい。補助を受けながら地域のクラブチーム等へ受け皿を整理していきたいと考えている。

(黒柳委員) 最後の方の学校における働き方改革の普及啓発についてだが、保護者の声としてよく聞くのが、あっちの学校にはこの行事があるのに、うちの学校にはその行事が無いなど、疑問に思っていたり、納得していない保護者が数多くいる。「学校の特色」として一括りにしてしまうのではなく、一つ一つ分かり易く丁寧に地域・保護者へ説明して欲しい。

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第23号議案「令和元年度教育委員会点検・評価報告書(案)について」教育総務課から説明をお願いします。

(教育総務課長) 第23号議案「令和元年度教育委員会点検・評価報告書(案)について」説明する。43ページ、報告書は別冊をご覧ください。

1ページは、「1 はじめに」に記載のとおり、この報告書は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年作成し、議会への提出と公表が義務付けられているものである。また、点検及び評価を行うにあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るとされている。本市の報告書は、第3次浜松市教育総合計画の令和元年度の取組状況調査等に基づく検証評価を活用し、この検証評価を行う「はままつ人づくり未来プラン検討委員会」の有識者委員の意見を、学識経験を有する者の意見として活用している。表紙裏の「目次」をご覧ください。全体の構成は昨年度と変更なし。2の「施策の点検・評価」に加え、3「教育委員会の活動状況」等も掲載している。2ページ1の「(1) 実態把握調査の概要」にあるとおり、今年度は小中学校併せて48校の児童生徒、保護者、教職員、地域を対象に行った。また、3ページの2にあるとおり、本市の教育の重点である「キャリア教育」「市民協働の推進」「教育の情報化」と、「教員育成」「働き方改革」について調査を行った。以降、3ページから19ページまでに、各施策の調査結果と分析、推進部会で有識者の皆様からいただいたご意見等を掲載している。20ページの「3 令和元年度の取組状況」だ

が、実態把握調査のほか、全ての小中学校と関係課を対象に、教育総合計画に掲げられている取組の実施状況についても調査を行った。以降、20ページから36ページまでに、学校の取組状況と、関係課の取組進捗状況の評価等を掲載している。37ページの「4 令和元年度の取組に対する評価（総括）」をご覧いただきたい。令和元年度の取組状況調査のうち、各学校に対して行った調査では、小中学校ともに約7割の項目で計画通り実施している状況である。また、各課における取組状況は、約9割の指標で、計画より進んでいる、または計画どおりという結果となっており、令和元年度の取組状況は良好であると考え。38、39ページは「はままつ人づくり未来プラン検討委員会」の有識者委員の意見と教育委員の意見の主なものを紹介している。54ページ、55ページは「8 令和元年度の教育委員会活動の検証と今後について」として、教育長、教育委員の意見を掲載している。最後に、68ページの「まとめ」になるが、大きな3段落目の2段落目をご覧いただきたい。前期計画の5年間で取り組んできたキャリア教育の推進について、教員の意識も高まりつつあり、学校で実践が進められてきたことで、子供たちだけでなく、保護者にも良い影響を与えてられていることから、前期計画の成果は良好であると考え、この成果を踏まえ、来年度以降の後期計画においても、キャリア教育を核とした人づくりを推進していくとしている。冊子の説明は以上となる。今後については、この報告書について教育委員会で承認を得た後、議会に報告するとともに、市政情報室やホームページ等で公表する。点検評価報告書の主に前段、「施策の点検評価」については、各学校それぞれが、今後の学校運営の方向性や取組検討する材料となるよう活用してもらうとともに、後段の「教育委員会の活動状況」については、教育委員会の様々な取組や教育委員の活動などを広く保護者や市民の皆様にも知っていただけるよう、移動教育委員会をはじめとした場で配布するなど、この報告書を活かしていきたいと思う。

説明は以上である。

（教育長） ご意見、ご質問はあるか。

（田中委員） 35ページの5-1-2の理由欄にある指導力向上教員審査委員会とは何か。

（教育総務課長） 指導力向上教員審査委員会というものがあり、該当の教員がいた場合は会に諮って審査するが、今年度は該当者がいないため開かれなかったということである。

（渥美委員） 20ページのキャリア教育の推進体制について、全体計画の作成実施の割合が載っているが、実施による効果の結果報告はないのか。

（教育総務課長） 学校ごとの報告はないが、37ページの（1）に総括としてまとめている。

(渥美委員) 数値による根拠があるものを、報告書に記載していただきたい。また、事業を行うことが目的ではなく、事業を行った結果が重要であり、実施した、不充分、未実施の割合での報告では不十分と考える。点検評価の仕方を工夫し、効果の検証をきちんと行って欲しい。現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、民間企業は倒産するか、しないかで必死になっている。報告形式についても、職員による見直しの視点も常に持って欲しい。

(教育総務課長) キャリア教育実施による効果について補足する。3ページの実態把握調査において、調査校は限られるがキャリア教育の結果を統計的に表現している。教育総合計画の前期計画の中では取組状況のみを数値化していたが、後期計画では成果指標を新たな視点として追加し、取り組み結果を数値化するよう工夫したため、ご確認いただきたい。

(教育長) その他ご意見、ご質問はあるか。

(鈴木委員) 49ページの総合教育会議の開催結果の協議事項、対応状況について、次回は文章による成果も加えてほしい。

(教育長) 頂いたご意見に関しては、事務局で検討し来年度の点検・評価に反映していく。

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第24号議案「浜松市指定文化財の指定について」文化財課から説明をお願いします。

(文化財課長) 第24号議案「浜松市指定文化財の指定について」説明する。議案は45ページ、議案の説明資料は47ページから49ページになる。

2月の浜松市文化財保護審議会において、現在浜松市内で所蔵している銅鐸のうち、細江町内2箇所から出土した3口について浜松市指定有形文化財として指定することが適当との建議を頂いたため、諮るものである。

昭和40年代の工事中に発見され、ほぼ原形をとどめている。その後市内各地の銅鐸の研究が進み、同じ谷から複数の銅鐸が発見されることが貴重と分かってきた。また三遠式銅鐸と近畿式銅鐸というシンボルにした集団が異なる銅鐸が同じ場所から発見されたことも、この時代の歴史をうかがい研究成果が上がるにつれて価値が高まってきた。これを機に浜松市の指定有形文化財にさせていただきたい。

これが認められると現在の浜松市内に所蔵されている銅鐸すべてが、静岡県指定

有形文化財から浜松市の指定有形文化財となる。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見無し)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

(教育長) ここで、報告事項に移る。

(報 告)

ア 市内の新たな県指定文化財について (文化財課)

イ 令和元年度浜松地域遺産の認定について (文化財課)

(教育長) ここからは人事案件を審議する。非公開にて行うため、傍聴者の皆様には退席をお願いします。また、議案に関連のない所属長も退席をお願いします。

第25号議案 令和元年度末学校関係職員(市立高校)人事異動(案)について
※非公開

第26号議案 令和元年度末教育委員会事務局職員人事異動(案)について
※非公開

第27号議案 浜松市教育委員会障がい者活躍推進計画の策定について ※非公開

(教育長) それでは、以上で、本日の教育委員会を終了する。